

○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）

改正案	現行
第二十條の二 法第三十八條第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十九年三月三十一日とする。 2 法第三十八條第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成四十二年三月三十一日とする。 第二十條の六 法第三十八條の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十九年三月三十一日とする。 2 法第三十八條の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成四十二年三月三十一日とする。	第二十條の二 法第三十八條第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十四年三月三十一日とする。 2 法第三十八條第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十七年三月三十一日とする。 第二十條の六 法第三十八條の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十四年三月三十一日とする。 2 法第三十八條の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、平成三十七年三月三十一日とする。